

令和2年度大崎上島町人事行政の運営等の状況の公表

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 平成30年度
令和元年度	R2.1.1時点 7,452人	千円 6,773,287	千円 90,710	千円 828,650	% 12.2	% 10.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

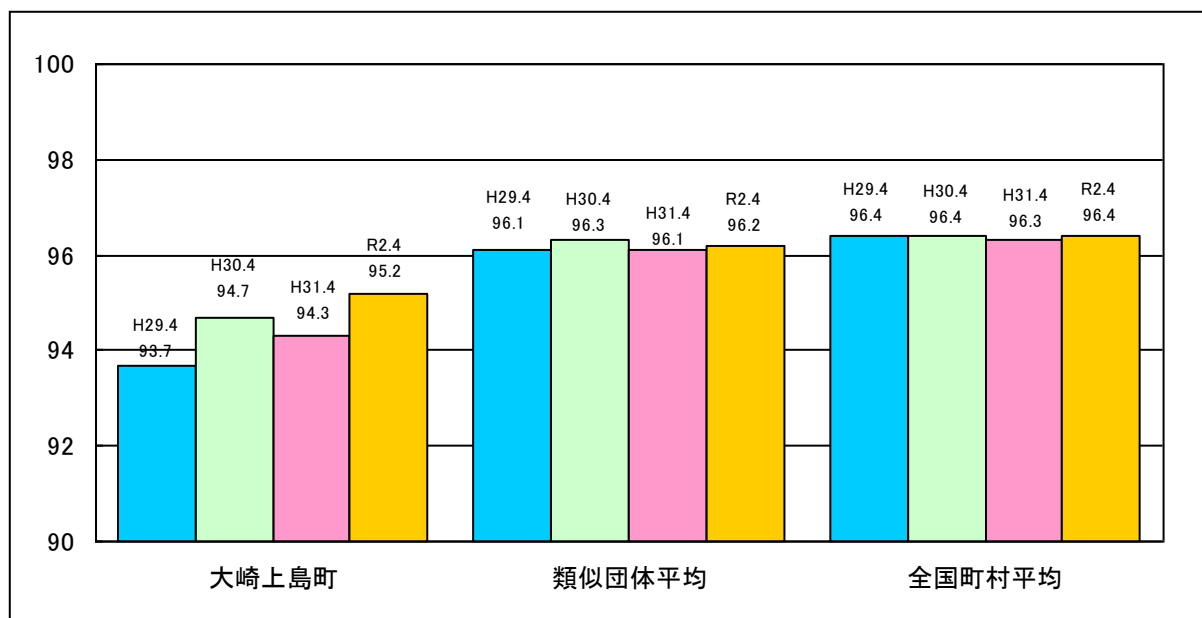
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体(Ⅱ-1) 平均一人当たり給与費 令和元年度
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	89人	千円 285,018	千円 75,064	千円 123,860	千円 483,942	千円 5,438	千円 5,312

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数（一般行政職）の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当無し

(4) 給与改定の状況

当町は人事委員会を設置していないため、該当項目無し。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。50 歳代後半層の職員が多く存在する高位号給については、最大 4%引下げ。1 級及び 2 級 1 号給から 12 号給は改定無し。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日実施

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

該当無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大崎上島町	42.3 歳	296,700 円	347,647 円	312,552 円
広 島 県	43.8 歳	334,847 円	418,390 円	373,247 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	418,868 円
類似団体 (Ⅱ-1)	41.3 歳	303,212 円	348,216 円	327,886 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		大崎上島町	広島県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	191,254円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,116円	148,600円
技能労務職	高校卒	150,600円	—	—
	中学卒	146,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年
一般行政職	大学卒	256,300円	316,300円	349,200円
	高校卒	—	—	297,500円
技能労務職	高校卒	—	—	—

(注) 技能労務職欄については、階層の職員数が少数であるため掲載していない。

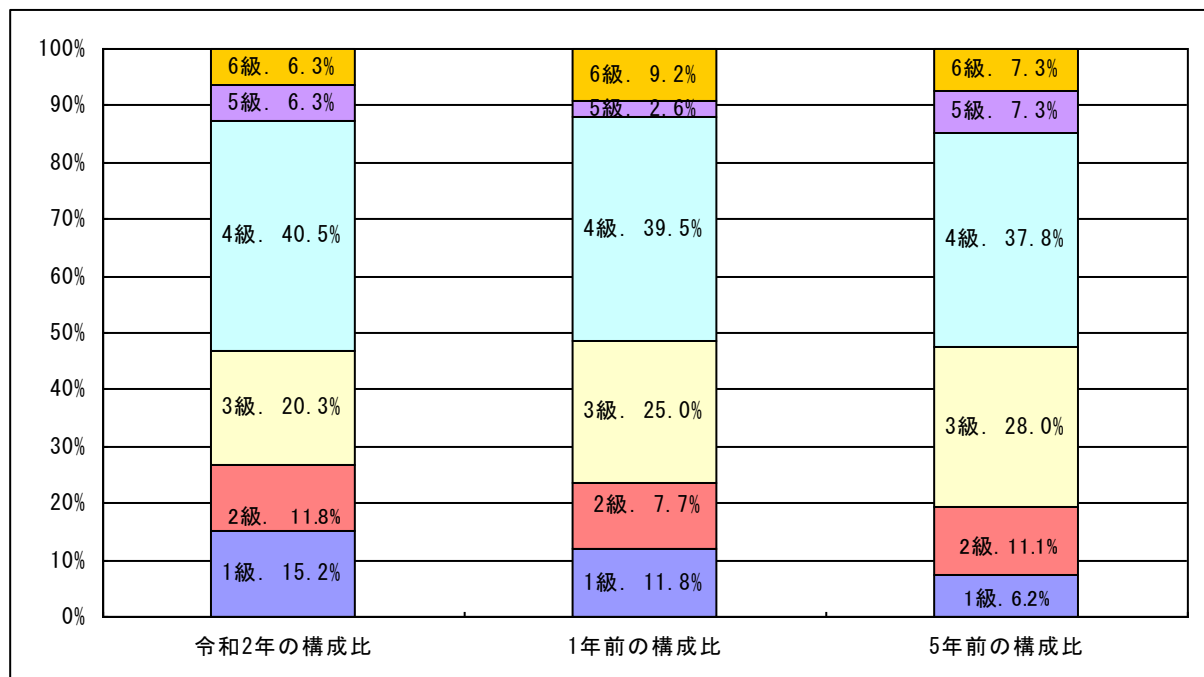
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

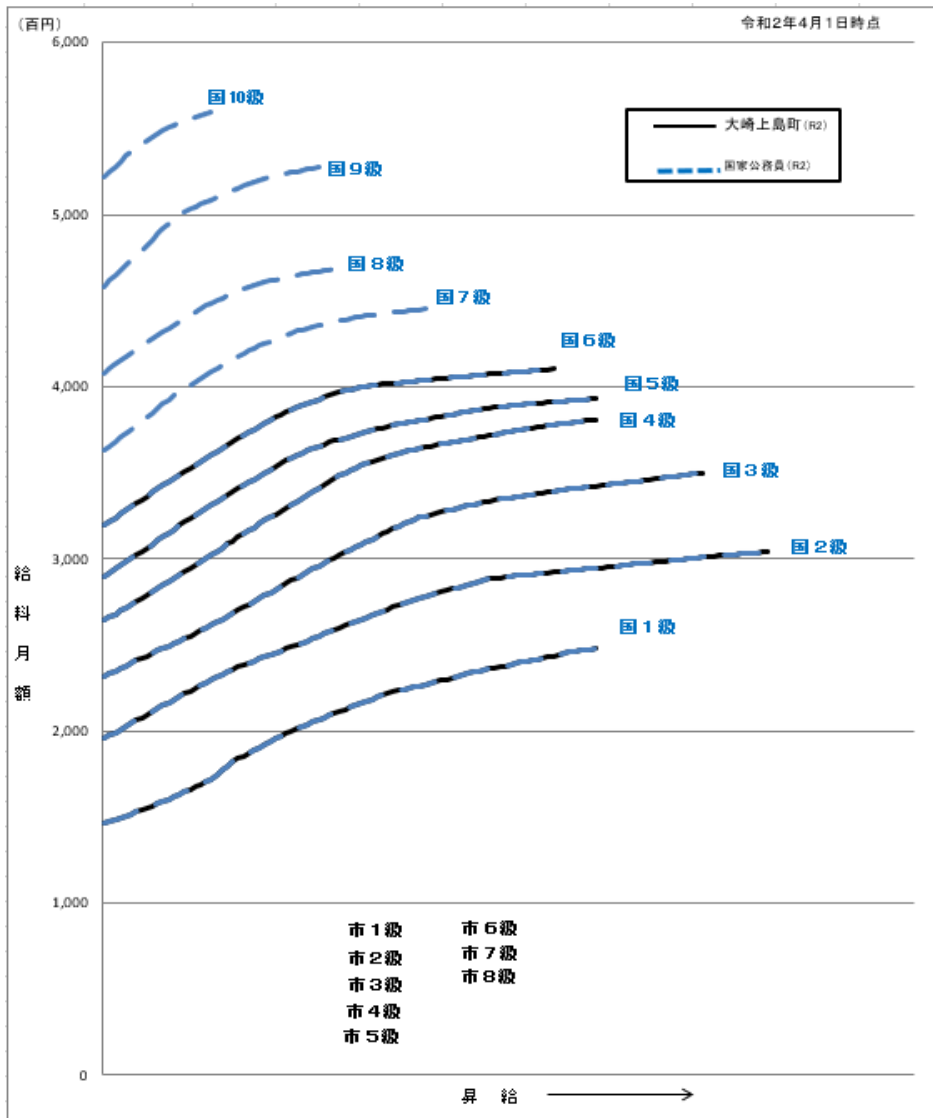
①一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額（最高号給）
1 級	主事	12人	11.8%	146,100円	247,600円 (93)
2 級	主事	9人	11.8%	195,500円	304,200円 (125)
3 級	主任・主任主事	16人	25.0%	231,500円	350,000円 (113)
4 級	係長・主査	32人	39.5%	264,200円	381,000円 (93)
5 級	課長補佐・主幹・課長	5人	2.6%	289,700円	393,000円 (93)
6 級	主幹・課長	5人	9.2%	319,200円	410,200円 (85)

(注) 1 大崎上島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大崎上島町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大崎上島町	広島県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,496 千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,679 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

（大崎上島町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度			

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

大崎上島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分	最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 ー千円 20,794千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			306 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島県広島市	10 %	1 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	15,831千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	186千円
支給実績（平成30年度決算）	17,499千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	206千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・その他（父母等） 6,500円 ・子 10,000円 ・子（特定期間の加算） 5,000円 （16歳年度初め～22歳年度末）	同	—	千円 23,869	千円 628
住居手当	<借家・借間> ・家賃27,000円以下の場合 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円を超え55,000円未満の場合 （家賃額-27,000）×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上の場合 28,000円	同	—	千円 2,991	千円 176
通勤手当	<交通機関等利用者> 運賃相当額（55,000円以下） <交通用具利用者> 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同	—	千円 5,596	千円 80
管理職手当	管理職員に支給 主幹 給料月額の6% 課長等 給料月額の10%	異	国の制度 ・俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区別に定められた額を支給	千円 5,286	千円 440
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,400円 5時間未満勤務1回につき2,100円	異	国の制度 ・勤務1回につき4,400円 ・その他特殊な業務7,400円 ・恒常的な宿日直月額22,000円	千円 —	千円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は、緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給 勤務時間に応じて 3,000円～6,000円/回	異	国の制度 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ3,000円～18,000円	千円 354	千円 30

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	702,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000円/396,000円	
	副町長	603,000円	653,000円/360,000円	
	教育長	566,000円	—	
報 酬	議 長	289,000円	432,000円/200,000円	
	副議長	235,000円	316,000円/168,000円	
	議 員	210,000円	301,000円/150,000円	
期 末 手 当	町 長 副町長 教育長	(令和元年度支給割合) 6月期 1.30月分 12月期 1.30月分 計 2.60月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和元年度支給割合) 6月期 1.30月分 12月期 1.30月分 計 2.60月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	702,000円×5.0×在職年数	14,040,000円	任期毎
	副町長 教育長	603,000円×3.0×在職年数 566,000円×2.5×在職年数	7,236,000円 5,660,000円	任期毎 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である

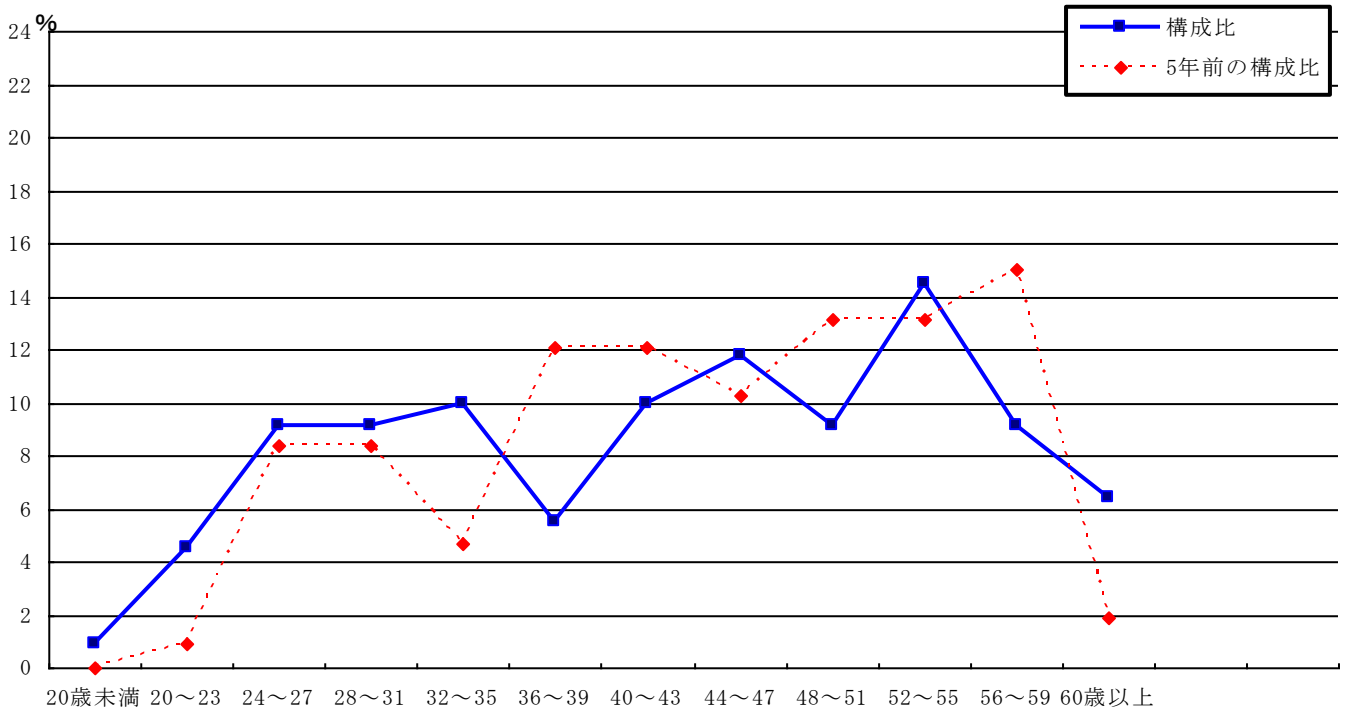
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和元年	令和2年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	事務調整による職員増
		総務	31	31	0	
		税務	5	5	0	
		農林水産	6	6	0	
商工		3	4	1		
土木		7	7	0		
民生衛生		8	8	0		
計	11	11	0			
	計	73	74	1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 99.30人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数110.29人)	
	教育	13	16	3	幼稚園教諭の補充に伴う職員増 事務調整による職員増	
	小 計	86	90	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 119.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数132.73人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	3	3	0	
		交通	6	6	0	
		下水道	3	3	0	
		その他	8	8	0	
	小 計	20	20	0		
合 計		106 [151]	110 [151]	4 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 147.61人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(定員管理調査規定により、常勤の教育長は一般職に含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	5	10	10	11	6	11	13	10	16	10	7	110

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別	年度	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		76	71	72	71	73	74	▲5(▲6.4%)
教育		13	13	12	13	13	16	▲1(▲7.1%)
普通会計計		89	84	84	84	86	90	▲6(▲6.5%)
公営企業等会計計		18	20	21	21	20	20	2(11.1%)
総合計		110	107	104	105	106	110	▲4(▲3.6%)

(注) 定員管理調査において報告した部門別職員数であり、増減数は平成27年度との比較。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和2年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※一般職の標準的なものを記入

(2) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和元年度）

職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
18.0時間

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

職員1人当たりの平均取得日数	取得率
14.3	37.0%

※1年（暦歴）につき20日。年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

(4) 特別休暇等の状況（令和2年4月1日現在 大崎上島町職員の勤務時間、休暇等に関する規則）

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
(4) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(4)の2 職員が自主的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動 イ 身体障害者援護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	町長が定める期間内における連続する9日の範囲内の期間
(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(9) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
(11) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用とする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(12) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
(13) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(14) 条例第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(15) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(16) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(18) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらの準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食糧等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

(5) 育児休業の取得状況（令和元年）

育児休業取得者	部分休業取得者
1人	0人

(注) 取得者の数は年度内に新規取得した職員数を記載。うち男性職員の取得数は1人。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和元年度）

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	—	—	—	—
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	—	—	5	—
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	—	—	—	—
計		0	0	5	0

(注) 同一の者が複数回該当する場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分者数（令和元年度）

（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

（注）「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員の服務の状況

営利企業等の従事許可（地方公務員法第 38 条関係）の状況（令和元年度）

区 分	人（件）	備 考
許可人数	0	
（許可件数）	（0）	

（注）営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

10 職員の研修の状況

研修の実施状況（令和元年度）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	42	41	
市町村アカデミー	3	0	
市町村国際文化研修所	1	2	
広島県市町村振興協会	1	1	
計	47	44	

11 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和元年度）

大崎上島町労働安全推進委員会を設置し、委員会において職場の安全衛生について協議を行っている。

(2) 職員親睦会、職員共済組合及び互助会事業

①大崎上島町職員親睦会

- ア 福利厚生規程による慶弔等の相互扶助事業
- イ 職員の元気回復その他の厚生事業

②広島県市町村職員共済組合及び互助会

- ア 病気やけがなどに対する医療費の給付事業
- イ 傷病等により勤務できないときの休業給付事業

- ウ 罹災に対する災害給付事業
- エ 退職等に対する年金の給付事業
- オ 職員等の健康保持・増進を図る保健事業
- カ 貯金、資金貸付事業

(3) 公務災害の認定状況

	令和元年度	平成 30 年度
公務災害	0 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

12 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託（令和元年度）

地方公務員法第7条第4項の規定により広島県人事委員会に公平委員会の事務を委託している。

(2) 県人事委員会より報告をうけた公平委員会の業務の状況（令和元年度）

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況
事案なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況
事案なし

13 公営企業職員の状況

(1) 水道事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表しない。